

◆ 残していきたいかごっま弁

平成27年11月28日（土）中央公民館 ホールで、NPO法人「残していきたいかごっま弁」主催「みんなであそぼう！キッズ劇」が開催されました。

町内の幼児・小学生も多数参加し、本物の鹿児島弁に触れる貴重な機会となりました。イベントに参加した子どもたちは、鹿児島弁のかるた遊びや、鹿児島弁の劇に参加して流暢に鹿児島弁のセリフを話していました。スタッフの一人は「発音の難しい鹿児島弁を、すぐ話せるようになると論の子どもたちはすごい」と話していました。

「残していきたいかごっま弁」は去年発足した、設立間もないNPOです。その活動は、主に高齢者を方言資料提供者とした鹿児島弁の保存・収集活動や、鹿児島弁の劇を公演する鹿児島弁の継承活動など、多岐にわたっています。



しかし、こうした方言の保存や継承活動は、鹿児島本土の方言だけではありません。理事長の橋口満氏は、『鹿児島方言大辞典』など鹿児島弁関連の著書を多数著してきましたが、奄美群島など離島の方言の研究・収集活動も熱心に行ってきました。橋口氏は今後の目標として、奄美群島のすべての島の方言を収録した、全5巻の『奄美群島方言大辞典』を発行することを掲げています。与論の方言については、「厳密には校区ごと（与論・茶花・那間）に使用している語彙や表現に特色があり、『奄美群島方言大辞典』ではそうした校区ごとの特色について、きちんと説明していきたい」と力強く話されました。

◆ 町文化祭・生涯学習フェア

平成27年11月28日（土）砂美地来館で、第34回与論町文化祭・第10回生涯学習フェアが開催されました。

小学生・高校生、さらに一般市民の書道・絵画・写真などの作品の展示が行われました。午後からは、各種表彰の授賞式が行われ、その後ローカルジャーナリストの田中輝美氏を講師にお招きして、『地域の未来は変えられる』島根県立隠岐島前高校・魅力化の現場から』と題した講演会を行いました。

田中氏は少子化・過疎化により、統廃合の危機にあった島根県立隠岐島前高校を存続させるために、島根県海士町が立ち上げた「高校魅力化プロジェクト」を開始時から取材しており、その経緯や成果について話されました。

講演会の後は、第34回与論町

生涯学習フェアにおける表彰受賞者（敬称略）

市川市芸術文化団体協議会会長賞	文化協会員	和田 美代子
第43回鹿児島陶芸展	創作部門 特選	ゆんぬあ〜どうる焼 山田 幸子

※ その他、町内の小中学生の読書感想文などの表彰、第2回ユンヌ検定の合格者に賞状が手渡されました。



文化祭が開催されました。ステージ上で合唱や、舞踊、フラダンスや、エイサーが披露されました。

◆ クリスマスおはなし会

平成27年12月5日（土）町立図書館（視聴覚室）にてクリスマスおはなし会が開催されました。

当日は、幼児・小学校低学年の児童を中心に、町内の子どもたちが多数集まりました。与論・那間小学校の児童の母親たちや、図書館のボランティアによって、ペーパーサート（紙人形劇）、スライドショー、パネルシアター（ブラックスシアター）で、物語の読み聞かせが行われ、子どもたちは時には歓声を上げ、時には黙って物語の世界に入り込むなど、真剣に物語の読み聞かせに聞き入っていました。

読み聞かせの後は、クリスマスクイズで大盛り上がりとなり、その後サンタクロースが視聴覚室にやってきたところで、この日一番の盛り上がりを見せました。子どもたちはサンタクロースからお菓子やおもちゃのプレゼントをもらいました。



◆ ヨロン・おきなわ音楽交流祭

平成27年12月26日（土）砂美地来館で、第19回ヨロン・おきなわ音楽交流祭が開催されました。

町内からは3小学校（与論・茶花・那間）、与論中学校・高校が参加し、沖縄からは小学校4校、中学校・高校1校のほか、名桜大学や沖縄国際大学など沖縄県内の4大学が参加しました。

当日は吹奏楽を中心に、合唱やエイサー、三線や和太鼓、さらにはリコーダーの演奏も行われました。また、ゲスト出演として声楽家の仲本博貴さん（バリトン）による声楽の演奏、最後には与論・沖縄の全出演者、そして観客による「与論町民歌」「花は咲く」の合唱・合奏で締めくくりました。

演奏会の後は、出演者同士で名刺交換やゲームで交流を深めました。また各団体の引率者や、役場職員など運営スタッフの交流会も行われました。



◆ 与論小創立140周年記念式典

平成27年11月14日（土）与論小学校で、町立与論小学校140周年記念式典が挙行されました。

与論小和太鼓組「誠」の演奏で始まり、実行委員長の麓才良さんが式辞を述べられました。その後、町長や大田英勝与論町議会議長などから祝辞が述べられ、与論小の児童全体合唱「サヨサ節」が披露されました。最後は4・5・6年生の女子児童のエイサーで式典は終了しました。



◆ 産業まつり

平成27年12月13日（日）コースタルリゾート・多目的広場で、第31回産業まつりが開催されました。

町内でとれた海産物や農産物を使用した料理を販売する屋台、苗木などのバザーが出店されました。バザーの他には、コースタルリゾートのステージ上でエイサーやフラダンスが披露されました。ソデイカの解体ショーも行われ、会場は大盛況となりました。

また、さとうきびづくり優秀農家表彰が行われ、単収の部で野口賢志さんが、品質の部で南博光さんが表彰されました。



◆ おもてなしセミナー

平成27年12月14日（月）防災センターで、株式会社ジェーティービーの山下真輝氏を講師に迎え、ヨロン島観光協会主催「おもてなしセミナー」が開催されました。

昨年の夏は様々なメディアで与論島や百合ヶ浜が取り上げられ、例年よりも観光客が増加しました。その影響もあって、会場には町内の宿泊業やマリンスポーツなどの観光業の事業者や従業員が多数詰めかけ、観光協会職員が事前に準備した座席が足りなくなるほどでした。

山下氏は、セミナーが始まる前に、町内の観光業・宿泊業を視察した感想を交えて「観光客が一度ヨロン島に来て満足してしまうのではなく、また来たいと思わせること」、「観光客のニーズを把握するために、観光客と積極的にコミュニケーションをとること」などの重要性を説きました。

観光協会や与論町役場各課のヨロン島・与論町のPR活動については「旅行に人とのふれあいやコミュニケーションを求めている人は決して少なくない。そのため海や百合ヶ浜の美しさを伝える写真や映像だけではなく、島の人々を映したものを積極的に用いてはどうか」といったアドバイスを頂くことができました。

また翌15日には同じく防災センターで与論町の観光業について考えるワークショップが開かれました。役場商工観光課の職員も参加して、事業者と役場職員が与論町の観光業の今後について意見交換を行う貴重な機会となりました。

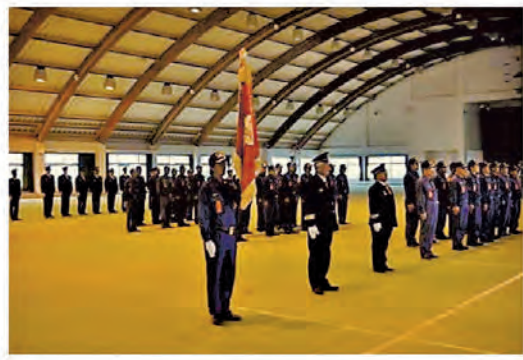


◆ 消防出初め式

1月6日(水)多目的屋内運動場で、消防出初め式が開催されました。

式典の前には多目的運動場前駐車場で、消防車や救急車の展示が行われました。また救護用エアートントや、小型ポンプなどの消防機材の展示会が行われました。

式典では、規律訓練や小型ポンプによる消火訓練の実演披露が行われました。合わせて、長年にわたって職務に当たり、県知事や県消防協会から表彰を受けた消防団員らの授賞式が行われました。中でも与論町消防団前団長の野本勝彦さんには、鹿児島県消防協会大島支部長から特別功労賞が授与されました。



◆ 人権擁護委員の委嘱伝達式

1月18日(月)役場庁舎で人権擁護委員の委嘱伝達式が行われ、岩村中里さんと岩村安峰さんが人権擁護委員として平成28年1月1日から再委嘱されました。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けて、地域の人権擁護活動を行います。お二人は平成24年10月から三年間の任期を終え、今回二期目の委嘱となります。人権擁護委員は、与論町民の相談パートナーです。相談は無料で秘密は固く守られますので、困ったことがありますらお二人に気軽に相談ください。



与論の食育だより

「与論の魚体験教室」紹介 (H27. 8/1 開催)

夏休みに町内の小学生親子を対象にした「与論の魚体験教室」を開催しました。(参加親子：7組16名)

与論町漁協において、魚が水揚げされた後、どのように店頭に並ぶのか、セリ(入札)の説明や魚の種類を漁協組合長の町英八郎さんに詳しく紹介していただきました。子どもたちはセリ台の中に入って実際に入札の様子を見せてもらったりしました。

セリ市場を見学した後は、ゆんぬ体験館へ移動し当日水揚げされた新鮮なシビ(キハダマグロ)を使用した調理実習です。

漁協青年部の鮮やかな包丁さばきによるシビの解体ショーの後、子どもたちもおそろおそろシビをさばいたり、刺身を切ったりと真剣に取り組んでいました。調理実習後の試食では、料理の感想やセリ市場の見学などについての会話が聞こえとても賑やかな体験教室になりました。

来年度もこのような「食」の体験教室を計画していきたいと思しますので、ぜひ親子で参加してみませんか。お待ちしております。

協力：ゆんぬわくわく地消拡大推進協議会(下記参照)



セリ市場見学



調理実習



シビの生ふりかけ

調理実習メニュー紹介

シビの漬け丼

シビのつみれ汁



「ゆんぬわくわく地消拡大推進協議会」とは

ゆんぬわくわく地消拡大推進協議会は、漁業協同組合、JA 女性部、食生活改善推進員連絡協議会、生活研究グループ連絡協議会、JA あまみ与論事業本部、役場等の団体で構成され、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着を図ることを基本理念とし、ゆんぬ

の伝統的な料理の推進、地域産物の活用法の検討など食に関する情報提供・啓発活動に努めています。今回の「与論の魚体験教室」でも子どもたちの調理実習の準備、調理指導、後片付け等ご協力

いただきました。【問い合わせ先】与論町食育推進計画作業部会事務局 役場産業振興課 担当：田畑



連載企画 離島地域再生への道標

一事業開発への挑戦と生活文化の再生一 (最終回)

鹿児島県立短期大学商経学科 教授 田中史朗

3. 農水商工連携

農水商工連携は、各事業所が情報、知識、販売ノウハウ、スキル(技能)、資本、労働力、人脈などの経営資源を持ち寄り、地域資源を余すところなく活用して新たな商品の開発、サービスの提供に結びつけ(域内経済循環を創り出し)、売上げの増加による所得上昇と多種多様な職種を生み出し、地域雇用の受け皿を創り出す点に特徴がある。

農水省と経産省は提携して、2007年11月から、農林漁業者と商工業者との連携による取り組み、すなわち「農商工連携」を、新たな地域経済の再生をはかるための重要施策として推進している。事業促進のため、2008年7月に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」を施行した。

ただ、農水商工連携にしても、効果を発揮するためには、いくつかのクリアすべき課題がある。一つには、連携基盤の整備すなわち、産官学の縦横の地域ネットワークづくりと役割分担がある。二つには、連携の核となる

コーディネーター役の人材育成が肝

要である、三つには、商品企画力・商品開発力がある。つまり、エピソードを盛り込んだ売れる商品づくりとパッケージ化が重要となる。四つには、販路の開拓がある。展示即売会への出展はもちろんのこと、輸出商談会の活用、首長が先頭に立ったトップセールスの展開、県人会の活用による島のサポーターづくり、サービス・商品市場に明るい外部人材の登用、例えば中央市場の荷受会社員、市場情報に明るい民間情報会社員のスカウトなどが考えられる。五つには、広報・宣伝活動がある。その要諦は、顧客集団(ターゲット)の絞り込みであり、4P戦略(マーケティングミックス)、すなわち、①いくつ造るのかの製品(Product)戦略、②価格をどうするのかの価格(Price)戦略、③どのような広告媒体を活用して売り出すのかの広告・販売(Promotion)戦略、④どのような販売ルートで売り出すのかのチャネル(Place)戦略を念頭に置いた広報・宣伝活動が必要である。

4. 奄美群島での商品づくりとその課題

その課題

島外から島内への所得移転をはかる(外貨を獲得する)ためには、島特有の商品づくりは欠かせないが、消費者にアピールし、商品の売上げを伸ばしていくには、解決すべきいくつかの課題が見える。一つには、奄美群島内での品揃えで、類似商品が多く、しかもその多くが付加価値の低い一次加工の段階にとどまっている点にある。奄美群島を代表する加工品としては、黒糖、キビ酢、ジュース、ジャム、ドライフルーツ、ピューレ加工、黒糖焼酎、カツオ節などであるが、品揃えが同じであるため、島(地域)独自のブランド化(商品差別化)をはかりにくいという共通の悩みを抱えていると同時に、特産品の島外売り出しにあたっては、認知度の低い個々の地名を冠するのか、それを犠牲にして、奄美の名前を前面に押し出して、奄美群島共通のブランド品として販売するのかという悩ましい問題をそれぞれが抱えている。また、沖縄県産農水産物が沖縄振興

一括交付金事業の運賃補助を受け、空機で本土に安く早く出荷できるため、市場での評価が高いのに対して、奄美群島には今年度よりようやく「奄美群島振興交付金」を活用した輸送コスト支援事業がスタートしたものの、航空便の輸送量にも限界があり、それ故、船舶による輸送に頼らざるを得ず、長時間輸送による鮮度低下と機会ロスの発生によって(市場価格の高い時にタイミング良く出荷できないため)、農水産物で競合関係にある沖縄との産地間競争で不利な立場に立たされている。しかも与論島・沖永良部島のように、水産物の過半が沖縄に出荷されているため、奄振の運賃補助を受けられないという問題もある。課題克服の手段の一つとしては、養殖クロマグロのように、高額の航空運賃を負担してでも採算がとれ、かつ周年価格が安定している商品づくりに特化するということも考えられる。二つには、特産品でも「生もの」を扱う場合のパッケージ商品化の困難性がある。出荷時期の異なる熱帯亜熱帯果実・野菜・水産物などの季節性をもとまう特産品をどう組み合わせるのかの問題

である。三つには、市場開拓、市場への売り込みを誰に託すのかの問題がある。現在、「奄美群島観光物産協会」が奄美群島の観光と物産の情報提供を一元的に行っているが、東京、大阪などの大消費地に特産品を積極的に売り込むためには、市場情報に明るく、かつ販売ノウハウを持ち合わせた人材が不可欠である。その適任者が島内にいるのか。いないとすれば、山口県の萩市のように、市長自らが道の駅「萩しーまーと」の駅長(元、リクルートの社員)を全国公募で採用したように、必要とする人材を外部からスカウトしてやるだけの懐の深さを地域住民が示すことが出来るのか、今まさに問われている。IT企業など11社のサテライトオフィスを誘致して町おこしに成功を収めている徳島県の山間部に位置する神山町の場合、地元出身者がコーディネーター役を務め、地域で必要とする人材(地域住民が来てほしい職種の人)を逆指名して、受け入れをすすめ、最近4年間で58世帯、108人の移住を実現しているケースもある。(終わり)

各ページから

各課からのお知らせ

- ・ 軽自動車税の税率変更のお知らせ (税務課)
- ・ 町・県民税の申告期限について (税務課)
- ・ 国民健康保険被保険者証の発行について (町民福祉課)
- ・ 道路に張り出した木・竹の伐採のお願い (建設課)
- ・ ミカンコミバエの侵入防止にご協力ください (産業振興課)



軽自動車税の税率が変わります

税制改正により、平成 28 年度から軽自動車税の税率が変更されます。



◆原動機付自転車及び二輪車など◆

平成 28 年 4 月 1 日から次のとおりになります

車種	総排気量	定格出力	税額	
			旧税額	平成28年度から
原動機付 自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	0.6kw以超0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	0.8kw超	1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
軽2輪（125cc超250cc以下）			2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（250cc超）			4,000円	6,000円
小型特殊自動車 農耕作業用(最高速度35km/h未満)			1,600円	2,400円
小型特殊自動車 その他（フォークリフト等） ※長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下			4,700円	5,900円

◆ 4 輪車等 ◆

平成 27 年 4 月 1 日以降に新車で新規登録された車両については、新税率が適用されます。

車種	税額		
	H27.3.31までの登録	H27.4.1以降の 新車新規登録	※新車新規登録から 13年経過
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※平成 28 年 4 月 1 日以降の基準日（毎年 4 月 1 日）時点において、新車新規登録から 13 年を超える車両（14 年目以降の軽自動車税）には、経年車重課による新税率が適用されます。

◆グリーン化特例対象車両（四輪及び三輪の軽自動車）◆

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで新規登録した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限ります）で、排出ガス性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 28 年度課税に限り、グリーン化特例（軽減課税）が適用されます。

- ①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減）
- ②乗用 平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
貨物用 平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車
- ③乗用 平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準達成車
貨物車 平成 17 年排出ガス基準 75%軽減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車



◀ 対象車両の例

右 2 つのステッカーのある車が「②乗用」の対象となります。

車種	軽減課税 ※平成28年度のみ		
	75%軽減課税	50%軽減課税	25%軽減課税
	①に該当する車両	②に該当する車両	③に該当する車両
3輪	1,000円	2,000円	3,600円
4輪乗用 自家用	1,800円	3,500円	5,200円
4輪乗用 営業用	2,700円	5,400円	8,100円
4輪貨物 自家用	1,000円	1,900円	2,900円
4輪貨物 営業用	1,300円	2,500円	3,800円

※②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです。
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税は、4月1日時点での登録車両に対して課税されます。
 使用できない・解体している等実際には存在していない車両についても軽自動車税は発生することになりますので、登録抹消のお手続きをお願いします。
 なお、ご不明な点につきましては、税務課軽自動車税担当(0997-97-3111, 内線 223)までご連絡ください

※町・県民税の申告期限は 3月15日(火曜日)です。

早めに申告を行いましょ。



町・県民税、所得税の申告期限は 3月15日(火)となっています。
 税金の申告は、自ら準備し申告を行うことで節税意識の高揚につながります。申告の際は、所得に係る経費の他各種税額控除などをよく確認し、正しく申告しましょう。
 町・県民税の申告は、国民健康保険税や、児童扶養手当・保育料の算定、所得証明書の発行、その他公的助成などに関わってきます。
 また、収入の無かった人も申告をしないと国民健康保険税の軽減の対象になりませんので、必ず申告をしましょう。

お問い合わせ：与論町役場 税務課 町・県民税担当 0997-97-3111(内線 223)

国民健康保険被保険者証の発行について

平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始される一方で、基本四情報(氏名・性別・生年月日・住所)を悪用した、なりすましによる被害が生じることをないよう対策の徹底が求められているため、国民健康保険被保険者証再発行のための手続きについては、次の書類が必要となります。

1. 運転免許証やパスポートなど、申請者本人の顔写真がわかるもの、または住民票などの公的な証明書
2. 本人の代理人が申請を行う場合は、代理人の身元確認に加えて、本人と代理人との関係が分かる書類など(代理人が同一世帯者である場合は不要)
3. 郵送による再発行申請の場合は、町民福祉課に直接お問い合わせ下さい。

お問い合わせ：与論町役場 町民福祉課 国保担当 0997-97-4992

道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします

道路に張り出した木や竹は、自動車や歩行者の通行に支障となります。

台風や大雨で木や竹が倒れて、道路が通行止めになることもありますので、木や竹の適切な管理をお願いします。

また、緊急の場合は道路管理者が通行の支障となっている木や竹を了解なく伐採、撤去することがありますので、ご理解ください。

なお、木や竹の倒木等により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、被害者から、木や竹の所有者が管理責任を問われることがあります。

民法第 7 1 7 条 土地の工作物の占有者及び所有者
道路法第 4 3 条 道路に関する禁止行為

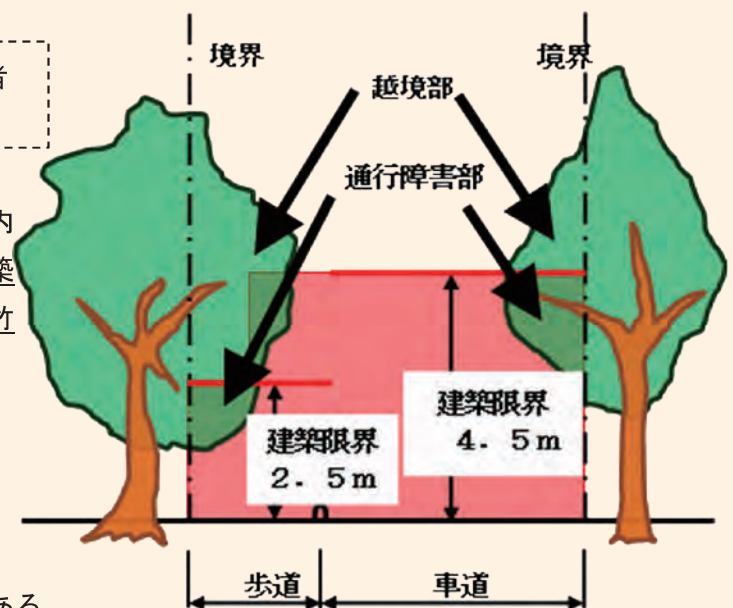
【支障となる範囲】

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められていますので、建築限界に張り出した木や竹等の伐採にご協力をお願いします。

【支障となる例】

- ・道路に木や竹が張り出しており、通行に支障がある。
(または、その恐れがある)
- ・倒木や枝・幹の落下の恐れがある。
- ・道路に雑草やサトウキビ等が伸びており、通行に支障がある。

見通しが悪い。 お問い合わせ：与論町役場建設課 tel:0997-97-4928



ミカンコミバエの侵入防止にご協力ください

奄美大島・徳之島に果実等の重要害虫であるミカンコミバエが発生しています。
ミカンコミバエの侵入防止のため、以下の点についてご協力をお願いします。

(与論町の自主的活動)

1. 対象果実・野菜の食べ残しや皮等を畑・庭へ捨てずに燃えるごみとして廃棄して下さい。特に熟れた果実を好むため、熟れた果実及び落下果実は早めに廃棄して下さい。
2. 島外（主に奄美大島、徳之島）から対象果実・野菜をおみやげなどで持ち込まないようにしましょう。
3. 誘殺トラップ及び誘殺板（テックス板簡易トラップ）を島内全域に設置しています。見かけた際は直接素手でふれないようお願いいたします。



ミカンコミバエ



(誘殺トラップ)



(テックス板入りの簡易トラップ)

おもな寄生植物 (この他にも多くの植物へ寄生しますので、ご注意ください)



かんきつ類



マンゴー



アテモヤ類



パッションフルーツ



グアバ



パパイヤ



ビワ



バナナ



スモモ



ナス



トウガラシ



トマト



ピーマン



フクギ



ガジュマル



ナツメヤシ



テリハボク



コバテイシ

〈お問い合わせ先〉

与論町役場産業振興課 : Tel:0997-97-4924

切らずに治せる「がん陽子線治療」

九州唯一の
陽子線
治療施設
Since 2011

陽子線は従来の放射線とは異なり、身体の中を通過せずに止まる性質があります。また、止まる位置でエネルギーが最大になるという物理特性があり、そのため、身体の中のがん病巣のみを狙い撃ちできるので、まわりの正常組織への影響を最小限に抑えることが可能です。治療中は痛みや熱など何も感じることはありません。

■陽子線治療の4つの特徴

- ① 治療開始前に治療日数が確定。(予定が立てやすい)
- ② 仕事や日常生活を続けながら、外来での治療が可能。
- ③ 高齢者や基礎疾患を持っている方でもやさしい治療
- ④ 治療後の社会復帰が容易

陽子線治療のメリットについて

普段の生活を続けながら治療が可能なことから、ホテルに宿泊せずとも、ご自宅から通院して治療を受けることが可能です。基本的には土日がお休みの治療になりますので、遠方の方であっても週末にはご自宅にお戻りになり、ご家族と一緒に過ごすことも可能です。お仕事をお持ちの方であれば、午前中に治療を行い、午後からお仕事に戻られる方もおられます。身体への負担が少ない陽子線治療だからこそ、日常生活への影響を最小限に抑えてがん治療を行うことが可能です。

陽子線治療の治療費

◎技術料として288万3千円、その他、保険診療分の費用を合わせ、300万円程必要となります。
※陽子線治療にかかる技術料は全額自己負担になりますが、初・再診料、CT、MRI費用などは保険適用になります。
※がんの種類や大きさ、照射回数に関係なく1治療に関する治療費になります。
治療費のお支払については、民間のがん保険や先進医療特約の保険を利用することが可能です。

鹿児島県においては、平成23年4月より「陽子線治療」を受けやすい環境を整備するため、患者さんまたはその家族などが、銀行などから治療費の借り入れを行った場合の利子の一部を助成する制度「粒子線がん治療費利子補給事業」も開始されています。

- 【対象者】患者本人(鹿児島県民)または家族等
- 【対象借入金】借入金のうち陽子線治療相当分
- 【利子補給率】6%以内
- 【利子補給期間】5年以内
- 【その他】所得制限あり

※お問い合わせ

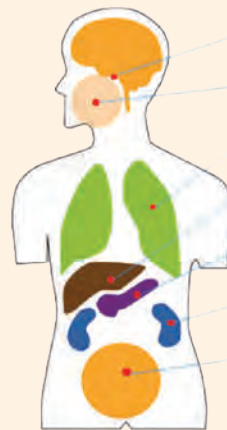
県庁地域医療整備課 TEL 099-286-2693 まで



陽子線治療の適応部位

治療実績
1,658名
2016年1月8日現在

- 前立腺 559名
- 肺 331名
- 肝臓 337名
- 脾臓 153名
- 頭頸部 76名
- 転移がん 105名
- 骨軟部 39名
- 腎臓 14名
- その他 44名



- 頭蓋底
- 頭頸部
- 肺
- 肝臓
- 脾臓
- 腎臓
- 前立腺
- 他の限局性がん

陽子線で治療できる臓器について

陽子線治療は正常組織へのダメージを小さくでき、がんだけをピンポイントに狙い撃ちできる治療です。

陽子線治療は、頭頸部、肺、肝臓、脾臓、腎臓、前立腺などの固形がんに対して有効です。

ただし、胃や十二指腸、大腸などの消化管、およびこれら消化管と接している卵巣、子宮、膀胱などの臓器は対象外となります。また、多発している場合なども適応にならない可能性があります。

メディポリスにおいては、2011年1月の開業より前立腺、肺、肝臓、脾臓などのがん患者さん1,658名に対して治療を行っております。

また、2015年6月より初期乳がんに対する臨床研究もスタートするなど、新しい取り組みにもチャレンジしております。

一般財団法人メディポリス医学研究財団 メディポリス国際陽子線治療センター

(5月1日に名称が変わりました:旧名称「メディポリスがん粒子線治療研究センター」)

〒891-0304 鹿児島県指宿市東方5188番地

E-mail: info@medipolis.org

HP: <http://www.medipolis.org>

電話:0993-23-5188、FAX:0993-24-3450

患者さん相談窓口

◎センター(指宿)

TEL 0993-24-3456

◎オフィス鹿児島(鹿児島市加治屋町)

TEL 099-210-7615

奄美奨学会 奨学金貸与生募集

公益財団法人 奄美奨学会は奄美群島出身者の子弟の奨学生を募集しています。

1.目的

奄美群島出身者の子弟で、大学等に在学し、成績優秀、心身健全でありながら、経済的な理由により就学困難な者に、就学に必要な資金を貸し付け、有用な人材を育成するための制度です。

2.貸与金及び期間(要返還、日本学生支援機構奨学金など、他奨学金との併用可)

学 校	金 額	期 間
高専、短大・大学生	30,000円	正規の就学期間
大学院生	35,000円	正規の就学期間



3.募集人員

若干名

4.申込締切・選考方法

申込願書締切: 4月末日 選考方法: 書類選考及び面接を行い、
5月中に貸与者を決定

5.募集要項・申込願書のお取り寄せ

与論高校生及び保護者の方: 与論高校に募集要項・申込願書がありますので、まず与論高校にお問い合わせ下さい

短大生・大学生・大学院生の方・与論高校以外的高校生及び保護者の方につきましては、下記のお問合せ先にご連絡ください

お問合せ

〒108-0014

東京都港区芝 5-13-14-6 階 加納会計事務所 内

T E L 03-3456-1100 F A X 03-3456-1681

公益財団法人 奄美奨学会

戸籍の窓

平成27年
5月
12日

※婚姻、出生、死亡とも掲載許諾を頂いた方のみ掲載しています。(敬称略)

お誕生おめでとうございます

(氏名・保護者・集落)

5月届出分

南	華那	仙太	叶
竹村	心陽	拓哉	朝戸
吉田	鳳晟	真力	朝戸
川畑	銀駕	力	茶花
白尾	美織	篤史	立長
6月届出分			
柳田	葵維	憲康	那間
川北	羽珠	英輝	茶花
7月届出分			
先間	慶	竜也	茶花
森保	己梗	瑞己	茶花
8月届出分			
益田	花	剛志	西区
長尾	笑咲	拓也	那間
森	美咲	正樹	那間
山本	咲月	修司	茶花
池田	夏駕人	秀幸	那間

10月届出分

西田	和花	弘樹	那間
酒井	凜月	祐次	城
折尾	泰賀	智也	立長
原田	鈴花	治彦	那間
貞	蒼生	一祈	茶花
11月届出分			
内野	佳二郎	勇二郎	西区
山下	紗々	将希	立長
山喜	千雅	慶幸	那間
本畑	瑠香	孝晃	城
猿渡	舷史	武史	立長
12月届出分			
久永	里紗	信孝	朝戸
町本	つくし	淳	那間

9月届出分			
重久	ななみ	琢治	東区



ご冥福をお祈りします

(氏名・享年・集落)

5月届出分

仲田	ウト	101歳	茶花
町田	富雄	95歳	茶花
池田	ハナ	90歳	那間
西田	栄吉	95歳	那間
坂本	榮市	85歳	那間
裾分	マコ	98歳	立長
6月届出分			
幾村	貞子	81歳	西区
森	キク	87歳	城
町本	キク	86歳	那間
山田	富中	86歳	古里
7月届出分			
森	千代	79歳	立長
本	信廣	84歳	茶花
大田	榮助	93歳	叶
大山	正博	72歳	茶花
竹	千代	110歳	茶花
林	茂輝	87歳	古里
遠山	ウシ	101歳	立長
川畑	キミエ	103歳	西区
裾分	一枝	54歳	茶花
8月届出分			
高田	ひさえ	63歳	立長
豊山	喜久村	82歳	那間
増尾	政志	80歳	立長
池田	一江	63歳	那間
佐藤	一和	86歳	東区

9月届出分

岡山	清一	77歳	東区
池田	アケミ	73歳	茶花
高橋	キヨ子	84歳	叶
松村	ミツ	85歳	東区
9月届出分			
川畑	ハナ	95歳	朝戸
吉田	ウメ	93歳	西区
原田	吉孝	78歳	東区
松村	フユ	103歳	茶花
供利	初代	73歳	立長
叶	恵子	96歳	立長
南	奥島	101歳	叶
山本	節子	72歳	朝戸
10月届出分			
供利	カツエ	79歳	立長
川畑	ウシ	97歳	立長
野村	カオル	95歳	那間
里	ハナ	99歳	東区
直野	カナ	98歳	西区
喜村	千代	93歳	立長
伊東	英三	92歳	西区
11月届出分			
本山	喜久雄	88歳	城
南	敏夫	75歳	古里
12月届出分			
松村	清和	57歳	叶
中田	厚司	46歳	東区
裾分	カメ	96歳	立長
喜村	真子	102歳	立長

いつまでもお幸せに

(氏名・地区)

5月届出分

阿由葉 誠也
荒井 紫寿
茶花 茶花

猿渡 武史
境 響子
朝戸 茶花

林 幹大
伊東 真理
西区 立長

山 光太郎
山 叶
福迫 あゆみ
鹿児島

シセ アブドゥライ ウスマン
ギニア共和国
早川 紗織
茶花

林 健太郎
笠 麻裕
沖縄県 茶花

柳田 庫呂
港 暖香
立長 茶花

池田 一樹
安田 純美
那間 那間

11月届出分

山口 政治
祝迫 里実
茶花 茶花

山下 徹也
山 由美恵
叶 那間

HAPPY WEDDING!



ひとの動き(平成28年1月末現在)
5,391人(男:2,612人 女:2,779人)
世帯数 2,548 世帯
28年1月分 転入:28人 転出:39人
出生:2人 死亡:7人

※ 平成27年12月から特定最低賃金が導入されています ※

鹿児島県最低賃金(時給694円)とは別に、特定の産業には特定最低賃金(産業別最低賃金)が12月から施行されています。使用者も労働者も必ず確認しましょう。

特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	732円	平成27年12月16日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 ③次に掲げる業務に主として従事するもの イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鑄ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
自動車(新車)小売業	762円	平成27年12月10日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局・労働基準監督署 099-223-8881 名瀬労働基準監督署 0997-52-0574



広報

よろん

2016.2 VOL.304



祝
初優勝

第56回日本復帰記念大島地区駅伝競走大会 in 与論町

平成27年12月6日(日)与論町にて、第56回日本復帰記念大島地区駅伝競走大会が行われました。大島地区の各市町村の代表チームが参加し、開催地の与論町は男女ともにA・Bの2チームが参加しました。(Bチームはオープン参加。正式な記録には残らない)

男子は33・3kmを、女子は16・4kmを5人がタスキをつないで走りました。

午前10時から女子の部がスタートしました。天気はくもり、気温は20度を少し上回る程度でした。多くの町民が、沿道に立って選手たちに声援を送りました。それに応えるように与論A・Bの両チームは力走を見せました。

与論Aは1区で濱田夏海選手が、2区で朝岡里紗選手がそれぞれ区間2位、4区で吉田莉暖選手が区間3位の好タイムを記録しました。最終結果は、与論Aは6位、与論Bは7位相当となりました。

昼ごろからは雨が降り始め、男子の部のスタートの午後2時には滝のような雨が降り、風も強く吹き付け、駅伝には最悪のコンディションとなりました。

多くの選手が冷たい雨に体力を奪われ、思うように走ることができず、顔を歪め苦しそうに走る中、男子の与論A・Bの両チームが、開催地の代表チームとしての意地を見せました。

与論Aは1区で有村祐亮選手が、2区では竹下則博選手が区間賞を獲得し、序盤で他チームを大きく突き離しました。その後も区間2位、3位の好タイムを記録し、駅伝大会56回目にして悲願の初優勝を果たしました。

一方与論Bも与論Aに負けじと、一時は与論Aに続いて2位になるなど健闘を見せ、4位相当でゴールインしました。

「雨ニモ負ケズ、風ニモ負ケズ」を体現した男子の与論A・Bの両チームは町民に大きな感動を与え、最高の結果で第56回大島地区駅伝大会は幕を閉じました。

編集後記

半年以上もの間広報よろんが発行されず、ご迷惑とご心配をおかけしたことをおわびいたします。今後も広報よろんをどうぞよろしくお願ひします。